

水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱の見直し状況について

1 見直しの経過

平成20年度から補助を開始した水源環境保全・再生市民事業支援補助金だが、平成22年度より1年間に渡り水源環境保全・再生かながわ県民会議の下部組織である市民事業専門委員会において、市民事業等支援制度をより利用しやすく、さらに水源環境保全・再生に資する制度にするため、制度改正の議論がなされた。その検討結果である「平成23年度市民事業等支援制度報告書」が第17回水源環境保全・再生かながわ県民会議（平成23年8月1日）において知事に提出され、これを受けて県として制度の改正を行うものである。

2 見直しの趣旨

現行の交付要綱では、多様な団体レベルに対し、支援内容・メニューが一律であることから、新たに市民活動に取り組む団体にとってはハードルが高い面がある一方で、高度な技術を持っている市民団体にとっては物足りないものとなっているなど、参加団体の裾野が広がりにくい構造となっており、水源環境保全・再生かながわ県民会議からもその旨の指摘をいただいているところである。

そこで、水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの支援部門を設定し、団体のレベルに応じた支援を行うことで、新たに市民事業に取り組む団体から、実績があり、かつ専門性の高い団体まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築することとする。

それにより参加団体の裾野が広がり、当補助金の目的である水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進をより一層図る。

3 県民会議からの改正に関する主な提案内容

(1) 補助部門の新設

団体のレベルに応じた2つの補助部門を新設する。

ア 市民事業定着支援部門

水源環境保全・再生に係る市民事業の定着を図ろうとする団体（申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体）を対象とする部門。市民団体の裾野の拡大と、その定着を目的とする。

イ 市民事業高度化支援部門

水源環境保全・再生に係る市民事業の高度化を図ろうとする団体（申請事業に類する活動を概ね3年以上継続している団体）を対象とする部門。団体のスキルアップと自立化を目的とする。

(2) 補助対象事業の改正

ア 現行の交付要綱では、「特別対策事業区分 森林の保全・再生事業以外の事業」となっていた事業区分を申請者に分かり易くするため、「間伐材の地域貢献等促進事業」「河川の保全・再生事業」「地下水の保全・再生事業」へ細分化する。

イ 今後補助申請が見込めない「県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」「県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」を補助対象事業から削除する。

(3) 補助期間の改正

現行の交付要綱では、事業区分ごとに設定していた補助期間を、部門ごとに以下のとおり改める。

ア 現行制度

事業区分	活動内容区分	補助期間の限度
特別対策事業	森林の保全・再生事業	5 か年計画終了年度
	森林の保全・再生以外の事業	
普及啓発・教育事業		2 年
調査研究事業		2 年

イ 改正案

部 門	補助期間の限度
市民事業定着支援部門	3 年(但し、第2期5 か年計画終了年度までとする)
市民事業高度化支援部門	5 年(但し、第2期5 か年計画終了年度までとする)

市民事業定着支援部門から高度化支援部門へ移行する場合には、補助期間が合計5年を超えない範囲で補助することとする。

(4) 補助金の算出方法及び限度額の変更

現行の交付要綱では、事業区分ごとに設定していた補助金の算出方法及び限度額を部門ごとに以下のとおり改める。

ア 現行制度

補助率 及び 補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業区分...10/10 50万円 ・資機材の購入...10/10 50万円 ・普及啓発・教育事業区分...1/2 20万円 ・調査研究事業区分...1/2 50万円
--------------------	---

イ 改正案

	市民事業定着支援部門	市民事業高度化支援部門
補助率 及び 補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業区分...10/10 50万円 ・普及啓発・教育事業区分...10/10 12万円 ・調査研究事業区分...10/10 25万円 ・資機材の購入...10/10 20万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業区分...8/10 100万円 ・普及啓発・教育事業区分...1/2 24万円 ・調査研究事業区分...1/2 50万円 ・資機材の購入...8/10 50万円

資機材費はステップを移行した場合でも、補助上限額を1団体あたり特別対策関連事業50万円、普及啓発・教育事業、調査研究事業20万円までとしトータルで50万円までとする。

(5) 様式の修正・追加

ア 各事業計画書(第2号様式~第4号様式)について、事業内容(アウトプット)と水源環境にもたらす効果(アウトカム)がより明確になるよう修正する。

イ 各事業計画書に事業実施計画(ロードマップ)欄を追加し、5年間の大まかな事業計画を記入することで事業の継続性を担保する。

4 県の調整状況

県民会議からの報告を受け、補助要綱の見直しを行っているところであるが、特に3(4)補助金の算出方法及び限度額の変更について、定着支援部門における、普及啓発・教育事業及び調査研究事業の補助率10/10につき、神奈川県補助率の基本である1/2との整合性の調整をおこなっているところ。

5 施行年月日

平成24年4月1日

市民事業等支援制度に関する県民会議からの報告を踏まえた対応案について

1 対応案の趣旨

県民会議からの報告を受け、庁内調整を行っているが、補助率のあり方について議論となっている。そこで、対応案として次の2案を作成した。

2 制度改正案

(案の1) 定着支援部門の補助率を一律10/10とする場合

制度の概要	普及啓発・教育事業、調査研究事業において補助率10/10を実現するために、10/10補助事業(12事業該当事業)と1/2補助事業(それ以外の水源環境保全・再生に資する事業)として整理。(参考資料参照)
メリット	補助率及び補助上限額について報告書の趣旨に沿った制度設計となる。 補助率・補助上限額に差を設けることで、ステップアップの考え方が明確になる。
デメリット	10/10事業と1/2事業の分類に混乱が生じる恐れ大。 団体にとって制度設計が複雑で、分かりにくいものとなる可能性大。 審査が非常に煩雑になる。

(案の2) 定着支援部門の普及啓発・教育事業、調査研究事業の補助率を1/2とする場合

制度の概要	定着支援部門を現行と同じ制度設計とし(普及啓発・教育事業、調査研究事業における資機材購入については別途検討する。)、高度化支援部門では補助上限額を定着支援の2倍にする。
メリット	現行制度と基本的には変わらないため、団体に分かり易い。 審査が案の1と比して容易になる。 補助限度額に差を設けることで、ステップアップの趣旨を生かせる。
デメリット	補助率について報告書の記載に沿った制度設計が出来ない。 定着と高度の分けが補助上限額のみとなり、案の1に比してステップアップの考え方が曖昧になる。(但し、普及啓発・教育事業、調査研究事業における資機材購入については別途検討する。)

3 普及啓発・教育事業、調査研究事業に係る資機材の購入費についての検討方向

- ・各事業に資機材費の枠を設ける。
- ・補助率は1/2とする。ただし、特別対策事業に該当する事業のみに使用されると認められる場合には、定着支援部門にあっては補助率10/10(高度化支援部門にあっては8/10)とする方向としたい。

(案の1) 定着支援部門の補助率を一律10/10とする場合の事業例一覧

1 補助率10/10事業(特別対策事業に該当する事業)

- ア 森林の保全・再生事業
 - ・間伐・枝打・下草刈り
 - ・丸太柵や植生保護柵の設置
 - ・間伐材の集材・搬出
- イ 河川の保全・再生事業
 - ・河川や水路等における木炭等を利用した直接浄化対策(事例なし)
- ウ 地下水の保全・再生事業
 - ・休耕田を利用した地下水かん養対策(事例なし)
- エ 普及啓発・教育事業
 - ・12の特別対策事業に関する普及・啓発
 - ・水源環境保全・再生に係るシンポジウム等の実施
 - ・イベントへの12の特別対策事業に関する内容のブース出展
 - ・水源地域見学会の開催
- オ 調査研究事業
 - ・森林に関する調査(事例なし)
 - ・河川に関する調査
 - ・地下水に関する調査(事例なし)

2 補助率1/2事業(12の特別対策事業以外の水源環境保全・再生に資する事業)

- ア 森林の保全・再生事業
 - ・間伐材の利活用(炭焼き・シイタケのほだ木づくり等)
- イ 河川の保全・再生事業
 - ・河川の美化対策(維持管理・ゴミ拾い等)
- ウ 地下水の保全・再生事業
 - ・地下水の取水地や湧水周辺の清掃等(事例なし)
- エ 普及啓発・教育事業
 - ・水資源の大切さに関する普及啓発
 - ・県民参加による里山体験イベントなどの里山の保全
- オ 調査研究事業
 - ・12の特別対策事業以外の水源環境保全・再生に資する調査

(事例なし)とは市民事業支援補助金で過去に補助を行った実績がないことを指す。

3 補助イメージ



団体レベルに応じた段階的かつ柔軟な補助メニュー等の創設について（案）

1 団体のレベルに応じた補助メニュー（報告書の内容を案の2ベースで修正したもの）

区 分	市民活動定着支援事業（ステップ1）	市民活動高度化支援事業（ステップ2）																										
1 目的・ねらい	<目的> 市民団体活動の定着 <ねらい> 水源環境の保全・再生に関わる市民活動の裾野の拡大	<目的> 市民団体のスキルアップ、自立化 <ねらい> 水源環境の保全・再生に資する団体の育成																										
2 補助対象団体	申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体	申請事業に類する活動を概ね3年以上継続している団体																										
3 補助内容	<p>(1) 補助対象事業</p> <p>ア 森林や河川、地下水の保全・再生活動</p> <p>イ 市民等に対する水源環境に関する普及PR、環境教育活動</p> <p>ウ 水源環境に資する調査研究活動</p> <p>(2) 主な対象経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費</td> <td>鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など</td> </tr> <tr> <td>交通費・食料費</td> <td>参加者の交通費、弁当代</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>参加者のボランティア保険</td> </tr> <tr> <td>使用料・賃借料</td> <td>車両借上げ、</td> </tr> <tr> <td>報償・謝礼費</td> <td>技術指導、講師謝礼など</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>チラシ印刷、郵送費など</td> </tr> <tr> <td>資機材費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業：10/10 上限額 50万円 ・普及啓発・教育事業：10/101/2 上限額4220万円 ・調査研究事業：10/101/2 上限額2550万円 ・資機材費： 上限額 20万円 <p>チェンソー等高度な技術を要する機材は除く。補助率は特別対策事業 10/10、その他事業は 1/2。但し、その他事業についても特別対策事業に該当する事業のみに使用されると認められる場合には、補助率10/10とする。</p> <p>(4) 補助期間 原則3年以内、成果に応じて最大5年。</p>	区 分	主な経費の内容	物品費	鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など	交通費・食料費	参加者の交通費、弁当代	保険料	参加者のボランティア保険	使用料・賃借料	車両借上げ、	報償・謝礼費	技術指導、講師謝礼など	工事費		事務費	チラシ印刷、郵送費など	資機材費		<p>(1) 補助対象事業</p> <p>ア 森林や河川、地下水の保全・再生活動</p> <p>イ 市民等に対する水源環境に関する普及PR、環境教育活動</p> <p>ウ 水源環境に資する調査研究活動</p> <p>エ アからウの活動を深めるために団体自ら提案する活動のうち特に認めるもの</p> <p>(2) 主な対象経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費</td> <td>については同左</td> </tr> <tr> <td>資機材費</td> <td>チェンソー、刈払機、集材機 など</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* その他特に認める経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別対策事業：8/10 上限額 100万円 ・普及啓発・教育事業：1/2 上限額 240万円 ・調査研究事業：1/2 上限額 5100万円 ・資機材費： 上限額 50万円 <p>補助率は特別対策事業 8/10、その他事業は 1/2。但し、特別対策事業に該当する事業のみに使用されると認められる場合には、補助率8/10とする。</p> <p>(4) 補助期間 原則5年以内。 但し、市民活動定着支援事業からステップアップしてきた団体はトータルで5年以内。</p>	区 分	主な経費の内容	物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費	については同左	資機材費	チェンソー、刈払機、集材機 など	* その他特に認める経費	
区 分	主な経費の内容																											
物品費	鋸・鎌、学習教材、試験器材、材料費など																											
交通費・食料費	参加者の交通費、弁当代																											
保険料	参加者のボランティア保険																											
使用料・賃借料	車両借上げ、																											
報償・謝礼費	技術指導、講師謝礼など																											
工事費																												
事務費	チラシ印刷、郵送費など																											
資機材費																												
区 分	主な経費の内容																											
物品費、交通費・食料費、保険料、使用料・賃借料、報償・謝礼費、工事費、事務費	については同左																											
資機材費	チェンソー、刈払機、集材機 など																											
* その他特に認める経費																												
4 選考の主な視点等	水源環境の保全・再生に関する理解度 活動の目標及び内容 活動の広がり、深まりの可能性 会員確保の考え方 など	支援事業によるアウトカム(成果目標)の設定 団体活動の中長期ビジョン 資金やフィールド確保の考え方 会員及び一般参加者確保の考え方 など																										
5 備考	資機材費はステップを移行した場合でも、補助上限額を1団体あたり特別対策関連事業50万円、普及啓発・教育事業、調査研究事業20万円までとしトータルで50万円までとする。																											

2 支援終了後のステップアップ対策の考え方について

(1) 高度な技能・技術、ノウハウを有する団体の活動の展開方向

団体からのプロポーザルによる活動へ展開 ボランティア基金 21（協働事業負担金制度）

県等との協働事業へ展開 NPO法人みるく山の会（丹沢大山保全・再生対策「県民連携・協働事業」）

民間団体等との連携 NPO法人かながわ森林インストラクターの会（かながわトラストみどり財団「森林インストラクター活動事業」）

(2) ステップアップ対策の方向例

個々の団体の活動実績等により、必要に応じ県等との新たな協働事業メニューを検討。